

鷹巣技術専門校一般廃棄物収集運搬処分業務委託特記仕様書

1. 業務名：鷹巣技術専門校一般廃棄物収集運搬処分業務委託
2. 業務場所：秋田県立鷹巣技術専門校（秋田県北秋田市綴子字街道下191番地）
3. 履行期間：令和8年4月21日から同9年3月31日まで
4. 業務内容：鷹巣技術専門校及び清和寮から排出される一般廃棄物の収集、運搬及び処分
 - (1) 対象
事業系一般廃棄物（可燃ゴミ、不燃ゴミ、缶、びん、ペットボトル、紙くず等）
 - (2) 作業日
別紙「作業日程表」に示す日。原則として、火曜日が祝日に当たる場合を除き、令和8年4月21日以降同年9月までは夏季休校期間を除き毎週火曜日とし、同年10月以降同9年3月までは隔週火曜日とするが、校内での事業系一般廃棄物の発生状況に変動が見られる場合などには、発注者と受注者で協議のうえ、作業日を変更する場合がある。
 - (3) 収集、運搬及び処分見込数量（過去の実績に基づく見込みの数量）
3,900kg
5. その他
 - (1) 「収集運搬業務1回当たりにかかる単価」及び「処分数量にかかる単価」をそれぞれ定めて契約する。ただし、「処分数量にかかる単価」については、北秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則別表第3の事業系ごみに定める金額（82円/10kg（消費税額及び地方消費税額を含む））とし、同金額が同施行規則において改正されない限り、同金額は変更しないものとする。
 - (2) 上記「4. 業務内容」の「(3) 収集、運搬、処分見込数量」に示す数量は、あくまでも過去の実績に基づく見込の数量であることから、この見込数量と実際の数量が大幅に乖離した場合でも、発注者及び受注者は、契約単価の変更を申し出ることができないものとする。